

◆ 法人市民税

法人の市民税は、市内に事務所や事業所などのある法人が納める税です。資本金などや従業者数に応じて負担する均等割と、利益に応じて負担する法人税割とがあり、次の区分に従って、それぞれの法人の事業年度終了後2か月以内に、申告し納税します。

■ 届出（設立、開設、異動）

宇都宮市内での法人設立や事業所等を設置した場合、また、商号、所在地などに変更があった場合には「法人設立・開設・異動届」を提出してください。

（宇都宮市ホームページから法人市民税の各種届出書・申告書をダウンロードできます。）

■ 法人市民税を納める人

納税義務のある人	区 分	
	均等割	法人税割
市内に事務所や事業所などがある法人	○	○
市内に保養所などのみがある法人（事務所や事業所はない）	○	—
公益法人などで、収益事業を行うもの	○	○
公益法人などで、収益事業を行わないもの	○	—

■ 税額の計算

ア 均等割

法人の区分		税率（年額）
資本金等の額（※）	市内事業所等の従業者数	
50億円を超える法人	50人を超えるもの	3,600,000円
	50人以下のもの	492,000円
10億円を超え50億円以下の法人	50人を超えるもの	2,100,000円
	50人以下のもの	492,000円
1億円を超え10億円以下の法人	50人を超えるもの	480,000円
	50人以下のもの	192,000円
1,000万円を超え1億円以下の法人	50人を超えるもの	180,000円
	50人以下のもの	156,000円
1,000万円以下の法人	50人を超えるもの	144,000円
	50人以下のもの	60,000円
公益法人、人格のない社団等（収益事業を行うもの）		60,000円

- ※ ① 平成 27 年 3 月 31 日以前に開始した事業年度
法人税法で定める「資本金等の額」
- ② 平成 27 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度
法人税法で定める「資本金等の額」に地方税法第 292 条第 1 項第 4 号の 5 の調整
(無償増減資の調整)を行った額。
なお、この金額が資本金及び資本準備金の合算額に満たない場合は、資本金及び資本準備金の合算額により均等割額を求めます。

イ 法人税割

税率 8.4% (※)

- 宇都宮市内にのみ事務所や事業所などがある法人

法人税額(国税) × 税率

- 宇都宮市以外の市町村にも事務所や事業所などがある法人

法人税額(国税) ÷ 全従業者数 × 市内事務所等の従業者数 × 税率

※ 平成 26 年 10 月 1 日から令和元年 9 月 30 日までに開始する事業年度は 12.1%です。

■ 申告と納付

法人市民税の申告には主に確定申告と中間(予定)申告があり、法人自ら計算した均等割、法人税割の税額を申告・納付するように決められています。

申告区分		納めるべき税額		申告と納付の期限
		均等割	法人税割	
中間申告	予定申告	6 か月分	前事業年度の確定申告の法人税割額 × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	事業年度開始日より 6 か月を経過した日から 2 か月以内
	中間申告	6 か月分	事業年度開始日から 6 か月の期間を 1 事業年度とみなして仮決算により計算した額	
確定申告		12 か月分	国税の法人税額をもとに計算した額 (中間申告により納付した税額は差し引きます。)	事業年度終了日の翌日から 2 か月以内

法人市民税が課税となる事務所、事業所は？

Q 法人市民税が課税となる「事務所、事業所」とはどのようなものですか？

A 法人市民税が課税となる「事務所、事業所」とは、人的設備、物的設備、事業の継続性の要件全てを備えたものをいいます。

法務局で宇都宮市内に登記申請した法人や、事務所、事業所を開設した法人は全て、法人市民税（市税）の届出が必要となります。法人登記簿謄本の写し、定款の写しを添えて2か月以内に提出してください。

課税となる要件については、市民税課法人市民税グループ（☎028-632-2206）までお問い合わせください。

【課税とされない具体例】建設工事の現場にある仮設事務所

短期間（3か月未満）の設置であれば、「事業の継続性」がないため、「事務所、事業所」に該当せず、届出は不要となります。

新たに会社の設立、開設などを行った場合の手続きは？

Q 新たに法人の設立、開設などを行った場合、市役所にどのような手続きが必要になりますか？

A 宇都宮市内に法人を設立・登記した場合や、事務所や事業所を開設した場合には法人市民税（市税）の届出が必要となります。法人登記簿謄本の写し、定款の写しを添えて2か月以内に提出してください。

なお、法人市民税の届出書が必要な場合は、様式を宇都宮市ホームページに掲載しておりますので、ダウンロードしてご活用ください。記載方法等ご不明な点があれば、市民税課法人市民税グループ（☎028-632-2206）までお問い合わせください。

【各種必要な届出】（届出書の様式は同一です。）

- ・ 転入したとき … 転入届
- ・ 転出したとき … 転出届
- ・ 休業したとき … 休業届
- ・ 解散したとき … 解散届
- ・ 支店が閉鎖したとき … 廃止届

※ 法人税（国税）及び法人県民税（県税）についても市税と同様に届出が必要となります。

事業年度の途中で、事務所や事業所を開設・閉鎖したときの均等割の計算は？

Q 3月末決算の法人（資本金 1,000 万円、宇都宮市内従業員 10 人）で、宇都宮市内の事務所を 10 月 15 日で廃止しました。均等割額はようになりますか？

A 市内に事務所、事業所を有していた月数が 1 年に満たないときは、均等割は月割で計算します。月数は暦に従って計算し、1 か月に満たない端数は切り捨てますが、全体が 1 か月に満たない場合は 1 か月とします。また、従業員数は、事業年度の末日現在の従業員数を用います。

今回の場合、事務所、事業所を有していた月数は 6 か月（端数の 15 日は切捨て）、従業員数は 0 となりますので、

$$\text{均等割額} = 60,000 \text{ 円} \times \frac{6 \text{ か月}}{12 \text{ か月}} = 30,000 \text{ 円} \text{ となります。}$$

※ 上記の場合、法人税割額はかかりません。

【参考】事務所、事業所を有していた月数が 1 か月に満たない場合、1 か月で月割計算

均等割の従業員数の算定方法は？

Q 法人市民税の均等割の従業員数はどのように計算しますか？

A 算定期間の末日現在における事務所、事業所の従業員数となります。

なお、アルバイト・パートについては、次の①②いずれかの数を従業員数とします。

- ① 算定末日現在における従業員数
- ② 算定期間の末日を含む 1 か月の総勤務時間数を 170 で割った数値